

岡崎市独自

市内飲食店への 感染防止対策協力金



令和3年1月18日(月)～2月28日(日)を対象期間とする

「愛知県感染防止対策協力金」の対象から外れた飲食店または喫茶店に、岡崎市独自の感染防止対策協力金を支給します。

協力金 一店舗あたり **10** 万円

申請 申請書に必要事項を記入し、郵送

対象 下記の全てに該当する店舗



- (1) 市内の飲食店または喫茶店（市外の事業者でも市内に店舗があれば対象）で、1月14日の緊急事態宣言発令前から、5時～20時の範囲で営業を継続している店舗
- (2) 県の感染防止対策「安全安心宣言施設」に登録し、ステッカーまたはポスターを掲示している店舗（登録手続きは県ホームページをご確認ください）

注意 対象にならない店舗

- ・「愛知県感染防止対策協力金」が交付された店舗
- ・「愛知県感染防止対策協力金」の対象となる飲食店など（従前より5時～20時の範囲を超えて営業していた店舗）
- ・スーパー、コンビニエンスストア
- ・建物店舗内での一般客への飲食物提供を主たるサービスとしない業態
（持ち帰り専門、宅配専門、キッチンカー、露店、移動販売、従業員食堂、学生食堂、患者などの食堂など）
- ・県が推奨する感染防止対策を講じていない店舗
- ・暴力団または反社会的勢力と関係のある店舗
- ・風営法許可対象業種 など

申請期限／令和3年5月31日(月)（消印有効）



<お問い合わせ先> 商工労政課 TEL:0564-23-6059